

2020年4月1日から 受動喫煙防止対策が 義務化されます



2020年4月1日に、改正健康増進法が全面施行されます。
受動喫煙防止対策は施設管理権原者等の義務になります。

多くの方が利用するすべての施設は原則、**屋内禁煙**になります。
～望まない受動喫煙をなくすため、御協力をお願いします！～

★改正法の趣旨★

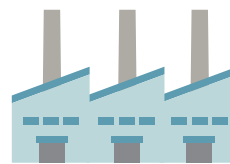
①望まない
受動喫煙をなくす



②受動喫煙の影響が
大きい子どもや
患者等に特に配慮
(原則敷地内禁煙)



③施設の類型・場所
ごとに対策を実施



規制対象外の場所でも、喫煙する際は周りの人に煙を吸わせないように配慮する義務があります。

※ 健康増進法等で定める基準に合致する喫煙専用室を設けることができます。
詳細は裏面をご確認ください。

敷地内禁煙

2019.7.1施行

お子さん、未成年者、患者等が主として利用する施設

学校

病院

児童福祉施設

保育所、こども園等

行政機関
の庁舎

等

- ◆ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所がある場合には、屋外喫煙場所を設置することができます。（※要件等の詳細は、最下段ホームページをご確認ください。）

屋内禁煙

2020.4.1施行

上記施設を除く、すべての施設

<例> 事務所、集会所、工場、ホテル・旅館（客室は除く）、理・美容室、
公衆浴場、百貨店、娯楽施設、飲食店（小規模な既存飲食店は経過措置あり。）

- ◆ただし、受動喫煙防止に必要な措置をとることで、各種喫煙室を設置することができます。喫煙室を設置する場合は、店舗及び喫煙室の出入口に標識を掲示する必要があります。（※要件等の詳細は、最下段ホームページよりご確認ください。）

喫煙専用室



- たばこの喫煙が可能
- × 飲食等の提供不可
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

加熱式たばこ専用喫煙室



- △ 加熱式たばこのみ喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

喫煙可能室(店)

(店の全部又は一部)

※経営規模が小さい既存の飲食店のみの経過措置



- たばこの喫煙が可能
- 飲食等の提供可能
- × 20歳未満の者は喫煙場所に立入不可（従業員含む）

- 義務違反時の罰則が設けられています。
- 標識は、厚生労働省、県のホームページからもダウンロードできます。
- 国が事業者への支援策として、各種喫煙室の設置等にかかる技術的な相談窓口、財政・税制上の支援制度等を設けています。
受動喫煙防止対策助成金（連絡先：茨城労働局 労働基準部健康安全課 029-224-6215）
受動喫煙防止対策に係る相談支援（連絡先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 050-3537-0777）

* 茨城県 改正健康増進法関係ホームページ

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chiiki/kenko/kenkouzoushinhokaisei.html>

* 厚生労働省 受動喫煙防止対策ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

なくそう！望まない受動喫煙

